

ID: 1765

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 都市政策課

処分の概要	低未利用土地利用促進協定の変更認可		
法令名 根拠条項	都市再生特別措置法 第80条の5		
法令番号	平成14年法律第22号		
【根拠条文】 （低未利用土地利用促進協定の変更） 第80条の5 第80条の3第2項から第4項まで及び前条の規定は、低未利用土地利用促進協定において定めた事項を変更しようとする場合について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日